市政だより

発行所 新潟市役所
新潟市西堀通大番町866ノ3
電話代表 (8) 2111番
新潟市長
発行人 村田三郎
新潟市湊町通二ノ丁2609
編集人 佐野武一
新潟市沼垂1962
印刷所 文明堂印刷所
新潟市西堀前通4ノ
電話 (2) 8128番
毎月一回 5日発行
定価 一部6円

夏≈夏≈夏

今年こそぎせい者をなくしよう

―海水浴にはこのような注意―

新潟市の海岸一帯は、海水浴には快適の場所として市民の皆さんからしたしまれております。寄居浜、新寄居浜等は、海岸決壊及びこれが防止工事のため使用不可能になり、諸設備のととのった海水浴場は、今年から学校町浜へ移りましたが、この海水浴場は遠浅でもっとも海水浴場としての適地であり、衛生設備の完備した休憩所（浜茶屋）が二十数軒ボート、ヨット等を備え往復には自動車の便もあり又海水浴場を管理する市営の海浜管理事務所が設けられ海水浴客の安全と便利を図り万全を期しております。なお海水浴場に準備してあります施設は次のとおりであります。

◎〔新潟市海浜管理事務所〕 警察派出所、赤十字救護所、市役所係員が常駐し日々の気象状況、連絡事項等を常時放送するとともに水難の防止、救護、犯罪防止等に万全を期し海水浴客の相談所として設置してあります。

◎〔公衆電話〕 海浜管理事務所内に設置してある電話番号は三局の二、〇五四番です。

◎〔無料のシャワー及び水道〕 シャワー二カ所、水道四カ所を設備してあります。（無料）

これから本格的な海水浴シーズンを迎えるにあたり、水による犠牲者が一人でも出ないようにとの願いをこめて、日赤県支部の安全委員会、市教育委員会、小・中学校体育係教官及び市観光係員との協力による調査団は、西突堤附近から関屋堀割までの全長六、三〇〇メートルに亘る水面及び砂面を実測し約五、〇〇〇分の一の水深調査図を作成いたしました。これによると全般に亘り大体良いと思われますが縦堤附近は危険であり、新潟神社より下手の海面は危険物（杭）及び浅瀬もあるがその附近に深みもあるので注意を要するとのことです。集団（学校水泳等）の場合は砂面も少く適当でないと思われますが新潟神社より上手は砂面も多く海水浴場としては良好な状況にあります。

さて水泳する時の注意として次のことをよく守って下さい。

〔一、水に入る前の注意〕

1 一人では絶対に泳がぬこと。
2 水に入る前は必ず準備運動をすること。
3 必ず足先から頭まで濡らして入ること。
4 湯に入った直後は水に入らぬこと。
5 汗の出る程運動した直後や疲労している時は水に入らぬこと。
6 酒類を飲んだ直後は泳がぬこと。
7 食事直後や、空腹時は泳がぬこと。
8 食事一時間後に泳ぐこと。

なお戸外で水泳に最も適した時間は午前の最後の二時間と午後の夕方二時間です。水温は摂氏の二十度以上です。

〔二、水泳中の注意〕

1 水泳は日赤の水泳安全法を教った指導員か救助員のいる水泳場で泳ぐことが一番安全です。また水泳場の規則や監督者の注意をよく守ること。
2 水泳中顔や口唇が蒼白になってきたら、すぐ水泳をやめて陸に上ること。
3 水泳中泳ぎの上手な人でもよく「パニック」といって不安な気持になることがありますが、この時は早く陸に上って休むことが安全です。
4 潮流や水底の状態のわからぬところで泳がぬこと。
5 よく水泳中ふざけて「助けてくれ」などと叫ぶ者があるが決してこのような真似はせぬこと。帰りは行きの二倍かかることを覚えておくこと。

〔三、水から上っての注意〕

1 きれいな水で身体をよく洗うこと。ことに眼は清水でよく洗うこと。
2 身体を洗ったら乾いたタオルで頭髪や足先をふかぬ人がいるが忘れないようにすること。
3 耳に水が入ったらすぐとること。

新潟海岸水深調査略図

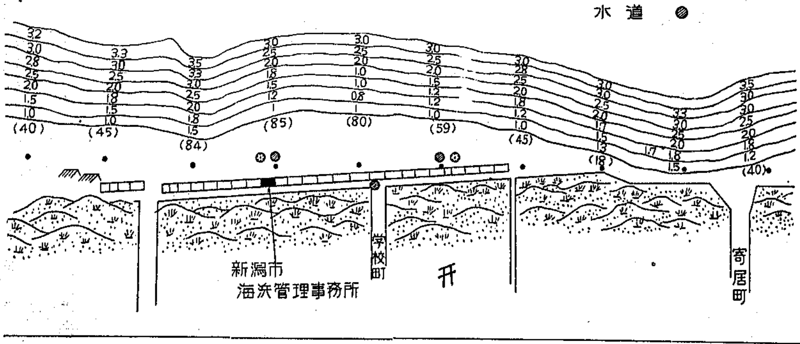

◎市税納入お願い

今月の納税	固定資産税	第2期	納期限 7月31日

上記のとおり固定資産税第2期分の納期がまいりました。
市税の完納を通じて市政にご協力下さるようお願いいたします。

5月中の人口動態

出生	418件
死亡	166〃
死産	27〃
婚姻	216〃
離婚	19〃

学校にこれないこどもをなくしよう

小・中学校の長期欠席者の実態

昨年度における本市の小学校児童数は、三五、六三三人、中学校生徒数一六、九四二人合計五二、五七五人でありましたが、この中で一ヵ年を通して五十日以上の欠席者について調査したのがこの長期欠席者の実態であります。いまその概要をお知らせし併せて皆さん方のご協力方をお願いいたします。

ここに申し上げる長期欠席者数は小学生二二八人（全体の約〇・六%）中学生三三一人（全体の約一・四%）であり、一日乃至四十九日の欠席者数は数千人になりますがこれらはこの調査数の中には含まれておりません。いま、生徒自身の身体や精神上の原因で欠席した者と、家庭や保護者の事情によって欠席した者とに分けてみると次のようになります。

一、本人の事情による（七三%）長期欠席（小・中合せて三三五人）

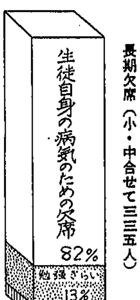

右の図でわかるように病気のために長欠しているものは三三五人のうち八二%（三分の二以上）にあたっています。勉強が嫌いで登校しないものは一三%（約一割）で病気にかからねば、長欠者はもっと減ることとなります。なおこの病欠者中七〇人が呼吸器系の結核患者であり、次が消化器系の四五人循環系の三八人その他となっております。

勉強ぎらいは何といっても家庭と学校とが無駄のないそして気ながな指導が必要かと思われます。

二、家庭の事情による（二七%）長期欠席（小・中合せて一二四人）

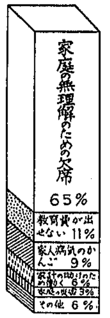

右の図でわかるように家庭事情によるものの中で、保護者が子供の教育に無理解のため児童生徒を休ませたり又休むことを見すごしているといういわゆるみのために長欠が一二四人中六五%（約三分の二）もあります。又貧困で子沢山の家庭では教育費の支出が困難で学校に出さないものが一一%もあり、これらはたいてい生活保護又は教育扶助或はPTA会費の免除などを受けておりそのほか家計費に追われたり家人が病弱で働けないなどの事情も多く含まれています。これに関連して家人の病気看護や幼児のおもりをさせられるため休んでいるものも約一割近くあります。

こんなわけで子供にとっては、不本意な休みをしなければならないとゆう気の毒なものもあります。これによっても保護者の方の自覚と家庭環境の改善とによって長欠者の絶滅を図らなければならないと思います。

倘これら長欠者の小学生と中学生との割合は次のようです。小学生を千人とするとそのうちの六、四人が長欠、中学生を千人とするとそのうちの一四・三人が長欠し小学生の約二・二倍となっています。このうちには

一、病欠は小・中学生とも同数で千人中五人
二、勉強ぎらいは小学生千人中〇・二人中学生は二・二人
三、家庭の無理解によるもの小学生は千人中一人弱、中学生は三・三人
四、教育費の支出困難によるもの小学生一万人につき〇・四人、中学生は六・八人（小学生の約十七倍）

以上が長欠者の実態のあらましでありますが、このような長欠者をなくするには、本人の健康を守ること、父兄の自覚及び経済的援助にまつことが極めて大であらうと思います。

市議会の活動

六月一日から六月三十日までにおける市議会の主なる活動状況は次のとおりであります。

六月一日 付託議案審議について の財政委員会、厚生委員会、建設委員会
六月二日 付託議案審議についての総務治安委員会
六月四日 付託議案審議についての建設委員会、財政委員会
六月五日 付託議案審議についての商工委員会、総務治安委員会
委員会存廃問題についての港湾交通特別委員会、市庁舎建設特別委員会
議会運営についての議会運営委員会
全員協議会
議会定例会
六月十一日 付託陳情審議についての商工委員会
六月十三日 付託議案審議についての厚生委員会
六月十八日 正副委員長互選についての競馬競輪特別委員会
一般財政問題についての財政委員会
六月二十六日 市内工場視察のための商工委員会
各支所の農協視察のための農林水産委員会
六月二十七日 市内工場視察のための商工委員会
河口分流問題その他についての建設委員会
付託陳情審議についての総務治安委員会
六月二十八日 請願審議についての保険衛生委員会
各学校視察結果についての文教委員会
六月二十九日 市営競輪についての競馬競輪特別委員会
なお総務治安委員会は十一日、十二日、十四日に、農林水産委員会は十四日に、文教委員会は十四日、十五日、十六日、十八日に、建設委員会は十四日にそれぞれ所管の各種施設を視察した。

漆器競技会開催

七月十九日〜二十二日

このたび新潟市主催のもとに七月十九日から二十二日までの四日間、新潟物産館において次の要項にもとづき漆器競技会が開催されることになりました。

市民皆さんから多数の出品とご観覧をお待ちしております。

新潟市漆器競技会開催要項

一、主催 新潟市
二、会場 新潟物産館
三、会期 七月十九日から七月二十二日まで
四、出品
1 出品物は市内に生産される漆器及びこれが木地
2 出品申込は七月十五日までに申込書により市の商工課に申込んで下さい。
3 出品物の搬入は七月十八日午後一時から午後五時まで
五、審査及び陳列
1 審査日は七月十九日午後一時から午後五時まで
2 審査員は目黒順三郎富士野灯舟の二氏とします。
3 審査及び陳列に関しては出品者は異議の申立をすることができません。
4 陳列された作品は、会期中会長の許可なく搬出することはできません。
六、授賞 本会の出品物で審査の結果優秀なるものには左記により授賞いたします。
特賞 二、〇〇〇円
推賞 一、〇〇〇円
褒賞 三〇〇円
七、出品物の保護
出品物は本会に充分注意いたしますが火災その他不可抗力による場合の責は負いません。
八、事務所
この会の事務所は市役所商工課におきますが会期中は会場に設置します。